

規程第2号

社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会評議員の選任及び委嘱に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人小美玉市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第7条第1項及び2項の規定に基づき、評議員の選任及び委嘱について必要な事項を定めるものとする。

（評議員の選任の範囲）

第2条 評議員は、定款第6条の規定に基づき、次の者の中から選任する。

- （1）住民組織
- （2）当事者等の組織
- （3）社会福祉に関する活動を行う団体
- （4）民生委員・児童委員またはその組織
- （5）社会福祉事業者関係
- （6）保健・医療，教育等の関係機関・団体
- （7）社会福祉行政機関
- （8）地域福祉推進に必要な地域の主要な諸団体
- （9）学識経験者

（評議員の選任）

第3条 評議員は、評議員選任・解任委員会において選任する。

（委嘱）

第4条 会長は、評議員が選任された時は、速やかに委嘱状を交付しなければならない。

（就任承諾）

第5条 評議員の委嘱を受け、評議員に就任する意思のある者は、委嘱状を受理した日より1週間以内に就任承諾書を会長宛に提出しなければならない。

（資格の喪失）

第6条 評議員は本人の意思による辞任のほか、次の各号の一に該当したときは、その資格を失う。

- （1）退職等により、選出時に所属した機関又は団体の役職を離れたとき
- （2）死亡したとき

（委任）

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月21日から一部改正する。

附 則

この規程は、平成29年9月4日から一部改正し、平成29年4月1日から適用する。